令和３年度　貸金業トピックス

バックナンバー

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載月 | 内容 |
| ３月 |  ○【再掲】民法改正に伴い令和４年４月より成年年齢が引き下げられます。・令和4年4月1日から「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）」が施行され、成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられます。これにより、18歳～19歳の者が、親の同意を得ることなく貸付けの契約を締結することができるようになるため、これらの者が過大な債務を負わないように対応していく必要があります。　 　この一環として、日本貸金業協会では、消費者向け貸付けを行っている貸金業者にアンケート調査を実施し、若年層顧客に対する貸付指針や取組事例等を掲載しております。 若年層顧客に対する貸付けを行う際は、資金使途の確認や親の同意を取得する等、若年層顧客に配慮した取組を行っていただきますようお願いします。 　　　※ 内容の詳細については、以下のホームページをご確認ください。・「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）」について　[法務省のホームページ(外部サイト)](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)・「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」　[日本貸金業協会のホームページ(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/material/report/index.php) |
| １月 | **〇本人確認等のために医療保険の被保険者証の提示等を求める際は注意してください！**・令和元年５月２２日に公布された「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、被保険者等記号・番号等が個人単位化されることに伴い、個人情報保護の観点から、同記号・番号等の告知を求めることが制限されます。　　・本人確認等を目的に、被保険者証の提示を求める際には、以下の留意事項に注意してください。　【留意事項】-被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。（ホームページ等でそのような記載をしている場合は、文言を訂正する等の対応が必要となります。）-被保険者証の写しをとる際は、マスキングを施す等、同記号・番号等が復元できないようにすること。　等　※内容の詳細については、以下のホームページをご覧ください。 ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」について[厚生労働省のホームページ（外部サイト）](https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/198.html) ・「貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令」について[金融庁のホームページ（外部サイト）](https://www.fsa.go.jp/news/r2/kashikin/20200824/20200824.html#01) |
| １２月 | **〇事業報告書の提出について**・　事業報告書は毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出する必要があります。　　提出期限までに必ず提出してください（個人登録の場合、提出期限は3月31日）。　　※平成19年12月19日の改正法施行以降、全ての登録業者が対象になっています。　　提出のない場合は、業務停止命令の対象となります。　　詳しくは[こちら](https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/kakusyu_todokede.html)をご覧ください。　　　※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　０６-６２１０-９５０６）まで |
| 1１月 | **〇貸金業法施行規則の一部改正について** ・令和３年11月1日付けで貸金業法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されました。　この改正では、金融サービス仲介業における貸金業貸付媒介業務の種別登録と貸金業法におけ　る登録は併存ができないことから　金融サービスの提供に関する法律第１２条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法　第１６条第１項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受け　　た場合は廃業等届出書の提出が必要となりました。　金融サービス仲介業における貸金業貸付媒介業務の種別登録をお考えの方はご注意ください。　　　　　※本改正による廃業等届出書を提出される方は提出書類一覧をご覧ください。　　提出書類一覧のWord形式は[こちら [Wordファイル／53KB]](http://g2029sv1cm1f.lan.pref.osaka.jp/uploaded/1932/00289139/ichiranhaigyou_211101.doc)から、PDF形式は[こちら [PDFファイル／89KB]](http://g2029sv1cm1f.lan.pref.osaka.jp/uploaded/1932/00289139/ichiranhaigyou_211101.pdf)から。　※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　０６-６２１０-９５０６）まで |
| 10月 | **〇緊急事態宣言解除に伴う各種届出等の提出方法について**・令和３年９月30日、政府は大阪府域における緊急事態宣言を解除しました。　これを受け、大阪府では、新型コロナウイルス感染症対策防止の観点から、変更届等の提出を郵送での受付としておりましたが　同年10月１日以降は、従来どおり原則来庁による受付とさせていただきます。　なお、その際はマスク等の着用や来庁時の検温にご協力くださいますようお願いします。　※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　０６-６２１０-９５０６）まで　　ご連絡ください。　※日本貸金業協会協会員の方は、同協会大阪府支部へご相談ください。　　（参考）日本貸金業協会　新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン[こちら(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/covid19_guideline.php)よりご確認ください。 |
| ９月 | **〇緊急事態宣言発出に伴う各種届出等の提出方法について**・大阪府全域に緊急事態宣言が発出されているところですが、令和３年９月９日に期間延長が発出（延長期間は９月13日から９月30日）されました。これを受け、大阪府では、不要不急の外出自粛等を要請することから原則、来庁により受付をしておりました変更届等の各種届出を緊急事態宣言発出中は、郵送での受付としております。新型コロナウイルス感染症の影響で、各種届出の提出期限を経過する場合は、事前に大阪府までご確認ください。※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　06-6210-9506）までご連絡ください。※日本貸金業協会会員の方は、同協会大阪府支部へご相談ください。（参考）日本貸金業協会　新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン[こちら(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/covid19_guideline.php)よりご確認ください。 |
| ８月 | **〇緊急事態宣言発出に伴う各種届出等の提出方法について**  ・令和３年７月30日、大阪府全域に緊急事態宣言が発出（期間は８月２日から８月31日）されました。　　同年８月17日に期間延長が発出（延長期間は９月１日から９月12日）され、不要不急の外出自粛等を要請しております。　　これを受け、大阪府では、原則、来庁により受付をしておりました変更届等の各種届出を、緊急事態宣言発出中は、郵送で受け付けを行っております。　　新型コロナウイルス感染症の影響で、各種届出の提出期限を経過する場合は、事前に大阪府までご確認ください。　　　※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　06-6210-9506）までご連絡ください。　　※日本貸金業協会会員の方は、同協会大阪府支部へご相談ください。　　（参考）日本貸金業協会　新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン[こちら(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/covid19_guideline.php)よりご確認ください。  |
| ７月 | **○変更届の提出について** ・大阪府で貸金業登録を受けている貸金業者の方は、登録内容に変更が生じた際、変更届の提出が必要となります。　　変更届を提出し忘れていないか、今一度ご確認ください。また、変更内容により、提出の時期が異なりますのでご注意ください。　【変更から２週間以内に届出が必要なもの】　　　・「商号」　　　・個人事業主の「氏名」　　　・法人における役員・株主・法定代理人の「就任・退任・役職・氏名」　　　　※役職については、取締役が代表取締役に就任した場合のみ必要です。　　　・使用人の「就任・退任・氏名」　　　・貸金業務取扱主任者　　　・業務の方法等　　【変更内容について事前に届出が必要なもの】　　　・営業所の「移転・新設・廃止・名称」　　　・広告又は勧誘する際に表示する「連絡先等」　　　※内容の詳細については、[こちら](https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_touroku/henkou_todoke.html)をご確認ください。 |
| ６月 | **○緊急事態宣言解除に伴う各種届出等の提出方法について**・令和３年６月20日、政府は大阪府域における緊急事態宣言を解除しました。これを受け大阪府では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、変更届等の提出を郵送での受付としておりましたが、同年６月21日以降は、従来どおり原則来庁による受付とさせていただきます。なお、その際はマスク等の着用や来庁時の検温にご協力くださいますようお願いします。    ※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　06-6210-9506）までご連絡ください。※日本貸金業協会協会員の方は、同協会大阪府支部へご相談ください。 （参考）日本貸金業協会　新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン[こちら(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/covid19_guideline.php) よりご確認ください。 |
| ５月 | **○緊急事態宣言発令に伴う各種届出等の提出方法について**・令和３年４月23日、大阪府全域に緊急事態宣言が発出（期間は４月25日から５月11日）されました。同年５月７日に期間延長が発出（期間は５月12日から５月31日）され、不要不急の外出自粛等を要請しております。これを受け、大阪府では、原則、来庁により受付をしておりました変更届等の各種届出を、緊急事態宣言発出中は、郵送で受付を行っております。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、各種届出の提出期限を経過する場合は、事前に大阪府までご相談ください。   ※ご不明点等については大阪府金融課貸金業対策グループ（電話番号　06-6210-9506）までご連絡ください。※日本貸金業協会協会員の方は、同協会大阪府支部へご相談ください。 （参考）日本貸金業協会　新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン[こちら(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/covid19_guideline.php) よりご確認ください。  |
| ４月 | **○民法改正に伴い令和４年４月より成年年齢が引き下げられます。**・令和4年4月1日から「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）」が施行され、成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられます。これにより、18歳～19歳の者が、親の同意を得ることなく貸付けの契約を締結することができるようになるため、これらの者が過大な債務を負わないように対応していく必要があります。　  　この一環として、日本貸金業協会では、消費者向け貸付けを行っている貸金業者にアンケート調査を実施し、若年層顧客に対する貸付指針や取組事例等を掲載しております。 若年層顧客に対する貸付けを行う際は、資金使途の確認や親の同意を取得する等、若年層顧客に配慮した取組を行っていただきますようお願いします。 　　　※ 内容の詳細については、以下のホームページをご確認ください。・「民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）」について　[法務省のホームページ(外部サイト)](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)・「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」　[日本貸金業協会のホームページ](https://www.j-fsa.or.jp/material/report/index.php)  |